

岩手県告示第 187 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市花泉町涌津字川前	70 番 2	田	田	827	204
一関市花泉町涌津字沼畑	31 番 1	〃	〃	410	30
一関市花泉町涌津字中田	53 番 2	〃	〃	496	167
一関市花泉町涌津字西谷地	15 番 4	〃	〃	1,923	346
〃	18 番 2	〃	〃	920	76
〃	22 番 3	〃	〃	985	120
〃	26 番 13	〃	〃	979	317
〃	29 番 2	〃	〃	1,012	520
一関市花泉町涌津字台	100 番 2	〃	〃	1,013	443